

令和3年度 補正予算の概要

(令和3年12月議決分)

11月30日追加提出・先議分

令和3年度一般会計12月補正予算（11月30日追加提出・先議分）
の概要

議案第80号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第13号）※先議

国は、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、新しい資本主義を起動させ、成長と分配の好循環を実現するため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を令和3年11月19日に閣議決定しました。

その経済対策のうち、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、臨時特別給付を行うことになりました。

市は、国の決定を受け、臨時特別給付のうち先行して給付する5万円の給付金については、年内に支給を開始するため、先行給付に必要な経費について、12月定例会に追加で補正予算を計上します。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、6億6,890万1千円の増額で補正後の予算総額は、412億2,763万2千円となります。

一般会計予算11月30日先議補正額				単位：千円	
区分	補正額の財源内訳				
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
668,901	668,895	0	6	0	

2. 歳入補正の内容

①国庫支出金

子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業補助金

6億6,889万5千円（補助率：国10/10）

【内訳】

・子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業費補助金

6億6,150万円

・子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事務費補助金

739万5千円

②雇用保険料本人負担分 6千円

子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業における会計年度任用職員の雇用に伴う雇用保険料本人負担分

3. 歳出補正の内容

・子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業 6億6,890万1千円

子育て世帯への臨時特別給付事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子ども1人当たり10万円相当の給付を行う事業ですが、今回の補正予算では、10万円相当の給付のうち、現金5万円分を先行給付金として支給する経費を計上します。

なお、子育てに係る商品やサービスに利用できる5万円相当のクーポンを基本とした給付に係る経費については、国から制度の詳細が示されていないため、今回の補正予算には計上せず、詳細が決定し次第、予算措置を行います。

ア、支給対象者

- ①児童手当（特例給付の該当児童を除く）の令和3年9月分の対象となる児童（取手市在住公務員世帯児童を含む）
- ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童（高校生相当年齢児童：16歳から18歳までの子ども）のうち、児童手当の所得判定基準で本則給付に該当する児童
- ③「①」に含まれない、令和4年3月31日までに生まれた児童

【取手市における対象児童見込数】

中学生以下 ①	高校生相当年齢 ②	新生児 ③	合計 ①+②+③
10,200人	2,700人	330人	13,230人

イ、給付額

・子ども1人当たり5万円※

※今回の補正予算では、10万円相当のうち、先行給付を行う現金5万円分を計上

ウ、給付時期

- ・子ども1人当たり5万円の現金給付のうち、中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用することにより、申請不要なプッシュ型で年内に支給を開始予定（取手市在住公務員世帯児童は令和4年1月以降に支給予定）
- ・高校生相当年齢児童は、申請が必要になるため、令和4年1月以降に支給予定